

宮造協会員の皆様へ

宮造協NEWS Vol.26

発行元
(一社)宮城県造園建設業協会
TEL：022-265-5512
FAX：022-265-5589

今回は、刑務所出所者等協力雇用主の募集などについてお知らせいたします。

◆刑務所出所者等協力雇用主の募集について

法務省と厚生労働省では、犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を募集しています。

現在、全国に約24,000の協力雇用主がおり、実際に犯罪や非行をした人を雇用している事業主は、その内約1,400にとどまっています。

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップを行うとともに、次のような国の各種支援制度を受けることができます。

1. 就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円の奨励金が支給されます。

2. 就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円の奨励金が支給されます。

3. 身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金が支給されます。

4. トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円が支給されます。

5. 職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させた場合、講習委託費が支給されます。

上記支援制度の他に、宮城県や仙台市等における入札資格審査等で刑務所出所者等雇用事業主に対する優遇措置が導入されています。なお、各種奨励金の支給には条件がありますので、詳細は別添のパンフレットをご覧ください。

協力雇用主の登録申込・問合せは、仙台保護観察所（TEL：022-221-1451）まで。

◆青葉通・定禅寺通のケヤキ洗浄奉仕作業を行いました

9月3日(土)、宮造協・宮造組・日造協宮城県支部の3団体ケヤキの洗浄を行い、74社158名(青葉分会:13社28名,太白分会:16社31名,若林分会:11社23名,宮城野分会:19社45名,泉分会:10社25名,日造協:5社6名)が参加しました。早朝作業にもかかわらず、ご参加いただいた皆様、ご協力ありがとうございました。

◆MGCゴルフコンペの中止について

例年10月から11月にかけて開催しているMGC(宮城造園人)ゴルフコンペは、コロナ感染の高止まり傾向が続いていることから中止となりました。